

「多摩市シェアサイクル事業」 事業者募集に係る質疑回答

No.	質問事項	回答内容
1	「サイクルポート」について、仕様書5-(2)-⑦より、「ラックの整備、駐輪可能エリアの明示など、自転車等が整然と駐輪できるようなものとする。」とありますが、ラック設備の設置は必須でしょうか。	自転車等が整然と駐輪できるようなものとするを目的としており、ラック設備の設置を必須としているものではありません。
2	「ラック設備」についての定義（前輪を刺しこむタイプのラックが必須なのか、エリアを明示し、整然と駐輪できることをシステムで制御できるのであれば、必ずしもそれに限らないのか）をご教示ください。	ラック設備の設置を必須としているものではありません。御社で最善と考えるサイクルポートをご提案ください。
3	仕様書8-③より、売上の5%を市に還元するとありますが、多摩市における（民有地含む）全体の売上の5%ではなく、本事業により借用する公共用地から算定された売上の5%という理解ですが、その認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、例えば、本事業のポートから民有地のポートへの移動で発生した売上は折半とします。
4	仕様書9-①より、「利用者の利便性を維持するため、現在実施中の実証実験におけるサービス規模をできるだけ早期に確保すること。また、これを実施するための方針を提案すること。」とありますが、こちらは貴市においての実証実験の規模と方針という理解でよろしいでしょうか。こちらが定義できない場合はどのような処遇となりますか。	本市においての実証実験の規模になります。事業の実施については、御社で最善と思われる方針をご提案ください。
5	仕様書11「サイクルポート用公共用地一覧」より、駐輪可能台数を算出いただいておりますが、貸与いただける公共用地の駐輪台数は台数配分になりますでしょうか、面積での配分になりますでしょうか。	面積での配分になります。
6	上記5. について面積配分の場合、車両の仕様によっては今記入いただいている算定台数よりも多く駐輪することが可能ではないかと思料しますが、そちらは加点対象になりますでしょうか。	ご提案内容に基づき審査委員会で判断します。
7	いままでの実証実験の結果として、多摩市として課題と認識されていることがあればご教示ください。	特にありません。

8	仕様書には市内全体のポート数や利用数等に関する目標の記載は見当たりませんが、市としての方針をご教示ください。	市としては実証実験におけるサービス規模をできるだけ早期に確保することを求めており、事業の実施については御社で最善と思われる方針をご提案ください。より多くの皆様に御利用いただけるような提案を期待しています。
9	審査項目以外の提案内容についての加点はありますでしょうか。	ご提案内容に基づき審査委員会で判断します。
10	納付金について、配点項目にある売上還元の妥当性(最下限5%)をより多く提案することで配点評価は高くなりますでしょうか。	ご提案内容に基づき審査委員会で判断します。
11	一次交通事業者と連携等、事業者連携が加点対象になり得るでしょうか。	ご提案内容に基づき審査委員会で判断します。
12	提出する企画提案書にかかる⑤⑥の公的書類は、提出時点で最新のものであれば可という理解でよろしいでしょうか。	参加資格の要件が証明されているもので、かつ最新のものをご提出してください。
13	情報公開時に、配点開示はされるでしょうか。されない場合は、各事業者の配点開示請求は可能でしょうか。	審査結果は、提案者に書面で通知するとともに、多摩市公式ホームページで公表します。公表においては、候補者及び審査の順位が次順位の提案者については配点も公開いたします。
14	事業計画書内に「詳細は、会社概要の〇ページをご参照ください。」という形で記載し、【会社概要】や【他自治体におけるシェアサイクル事業の実績が分かる資料】で事業計画書の内容を他資料で補完するということは問題ないでしょうか。事業計画書以外の資料も審査対象資料となるのかをお伺いしたいです。	事業計画書は別紙も可としておりますが、別紙も含めて12ページ以内としております。また、審査対象資料については、事業計画書の項目を基本としております。